

小松島市道路整備評価基準

令和7年9月

小松島市都市整備課

1 目的

この基準は、市が管理する道路の舗装、改良等に関する自治会等からの要望について、道路整備の事業化に係る参考資料とするために必要な評価項目等を定めるものです。

なお、国営事業及び県営事業、市の大型プロジェクトなどの重要事業に附帯する道路整備や、自然災害に起因する緊急を要する復旧工事等については、この基準の適用外とします。

2 整備の種類

- (1) 舗装工事（老朽化した舗装の打ち替え、オーバーレイ等）
- (2) 改良工事（道路の拡幅、歩道の整備、交差点の改良等）
- (3) 側溝工事（側溝の改修、未整備箇所への新設等）

3 道路の整備に関する要望

(1) 要望書の提出

道路整備要望書（様式第1号）へ必要事項を記入し提出してください。

なお、要望書の記入方法等について不明な点が有る場合は市都市整備課へご相談ください。

(2) 関係者の同意

要望される整備の内容により、次に掲げる方の同意の有無について、該当するものを○で囲んでください。

ア その道路に隣接する土地権利者の方

イ その道路に設ける側溝の排水先の水路等の管理を行っている団体等

4 事業用地の取得

整備に必要な事業用地は、市による買収を基本とします。事業用地を寄附いただける場合、もしくは、事業用地の提供を了解いただいている場合は、その旨をご記入ください。

5 評価基準

評価項目は別表のとおりとする。

6 評価の実施

(1) 評価区分の判定

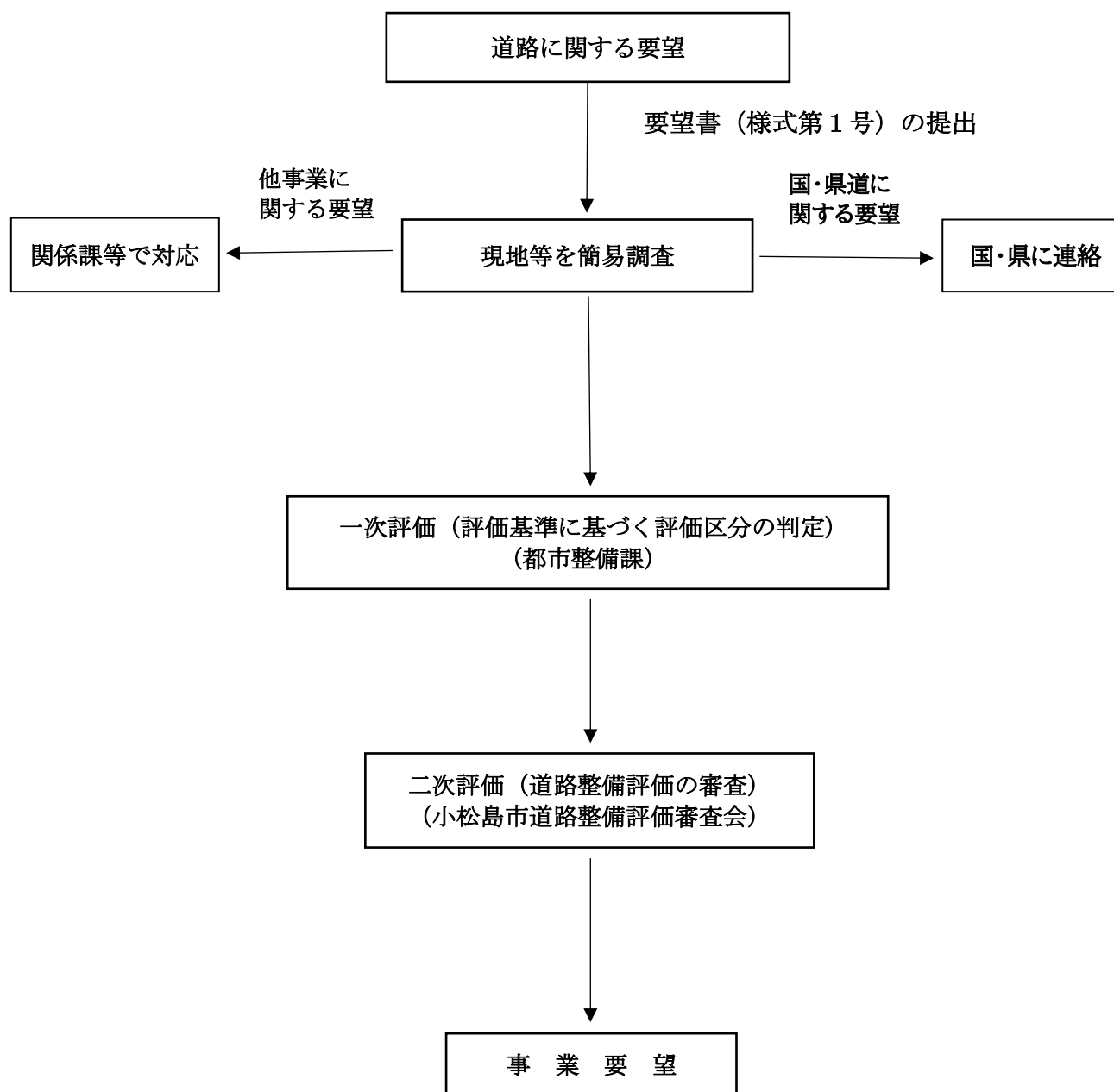
要望を受けた整備の種別ごとに定める評価項目に基づき、その評価項目に係る評価値の合計により一次評価区分を判定します。

(2) 評価判定の審査

一次評価判定の結果に基づき、小松島市道路整備評価審査会において、二次評価の審査を行います。

なお、評価区分の判定、審査内容については、原則、非公開といたします。

道路整備評価のフロー ※1



※1 道路整備評価の判定フローは、自治会等から提出された道路関連要望について評価を行う流れを示したものである。

【別表】

(1) 舗装工事（老朽化した舗装の打ち替え、オーバーレイ等）

区分	番号	項目	評価値	評価
必要性	1	舗装の状況	A	未舗装又は老朽化が著しく危険である
			B	舗装の老朽化が顕著である
			C	舗装整備がされている
	2	交通量	A	一日を通じて交通量が多い
			B	朝夕の交通量が多いが、一日を通しては中程度である（沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある）
			C	交通量が少ない（沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である）
	3	通学路	A	全区間が通学路に指定されている
			B	一部が通学路に指定されている
			C	通学路に指定されていない
	4	土地利用状況	A	沿線に住宅等が面している割合が高い
			B	沿線に住宅等が面している割合が中程度
			C	沿線に住宅等が面している割合が低い

(2) 改良工事（道路の拡幅、歩道の整備、交差点の改良等）

区分	番号	項目	評価値	評価
道路諸元	1	道路の有効幅員	A	道路の有効幅員が4m未満である
			B	道路の有効幅員が4m以上6m未満である
			C	道路の有効幅員が6m以上である
必要性	2	交通量	A	一日を通じて交通量が多い
			B	朝夕の交通量は多いが、一日を通しては中程度である（沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある）
			C	交通量が少ない（沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である）
	3	通学路	A	全区間が通学路に指定されている
			B	一部が通学路に指定されている
			C	通学路に指定されていない
	4	土地利用状況	A	沿線に住宅等が面している割合が高い
			B	沿線に住宅等が面している割合が中程度
			C	沿線に住宅等が面している割合が低い
実現性	5	地元同意	A	沿線住民（必要に応じて水路管理者）の同意が全員から得られている
			B	沿線住民（必要に応じて水路管理者）の同意が一部から得られている
			C	沿線住民（必要に応じて水路管理者）の同意が得られていない
	6	用地の確保	A	関係する用地所有者の用地提供（寄付）の同意が得られている
			B	関係する用地所有者の全員の同意が得られている
			C	関係する用地所有者の全員の同意は得られていない
	7	影響を与える物件	A	施工する際に、事業に影響を与える物件がない
			B	施工する際に、事業に影響を与える物件がある
			C	施工する際に、事業に影響を与える宅地内構造物がある

(3) 側溝工事（側溝の改修、未整備箇所への新設等）

区分	番号	項目	評価値	評 価
必 要 性	1	排水施設の状況	A	道路側溝等の排水施設が未整備である
			B	道路側溝等が整備されているが、断面不足や老朽化による流下能力の低下がある
			C	道路側溝等が整備されており、断面排水も良好である
	2	交通量	A	一日を通じて交通量が多い
			B	朝夕の交通量は多いが、一日を通しては中程度である（沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある）
			C	交通量が少ない（沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である）
	3	土地利用状況	A	沿線に住宅等が面している割合が高い
			B	沿線に住宅等が面している割合が中程度
			C	沿線に住宅等が面している割合が低い
実 現 性	4	地元同意	A	沿線住民（必要に応じて水路管理者）の同意が全員から得られている
			B	沿線住民（必要に応じて水路管理者）の同意が一部から得られている
			C	沿線住民（必要に応じて水路管理者）の同意が得られていない

■附 則

1. この評価基準は、令和7年10月1日から適用する。
2. この評価基準は、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを図るものとする。